

平成 24 年度第 5 回日進市自治推進委員会 議事録

日 時	平成 24 年 10 月 31 日 (水) 午後 2 時から
場 所	日進市役所本庁舎 4 階第 1 会議室
出 席 者	昇秀樹 (会長)、杉山知子 (委員)、神野建三 (委員)、竹内由美子 (委員)、 住田穂積 (委員)、黒須則明 (委員)、仲龍典 (委員)、森内初美 (委員)
欠 席 者	伊藤三郎 (副会長)
事 務 局	吉橋一典 (企画部長)、小林正信 (企画部次長兼企画政策課長)、 中川学 (総務課防災室長)、川合陸仁 (企画部主幹)、 蟹江健二 (企画政策課課長補佐)、杉田武史 (市民協働課課長補佐)、 柏木晶 (企画政策課係長)
傍聴の可否	可
傍聴の有無	あり (2 名)
次 第	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1) 自治基本条例の検証について (答申) (2) 市民参加及び市民自治活動条例について (3) 防災体制について 4 その他 5 閉会
配 布 資 料	①日進市自治基本条例の検証について (答申) 写し ②日進市自治基本条例の検証結果について ③市民協働課：資料 1 日進市市民参加及び市民自治活動条例について ④日進市防災対策マップ ⑤日進市洪水ハザードマップ

発 言 者	内 容
事 務 局	1 開会
事 務 局	2 あいさつ (企画部長)
事 務 局	3 議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。 (資料確認)
事 務 局	進行を会長にお願いします。
会 長	傍聴者が 2 名お見えになりますので、許可してよろしいでしょうか。 (異議なし)
会 長	それでは、入室してください。 (傍聴者入室)
会 長	議題 (1) 自治基本条例の検証について、事務局にて進行をお願いします。
事 務 局	各委員には事前に答申文案を送付させていただきました。それでは、昇会長から副市長へ答申をお願いします。

発 言 者	内 容
	(会長より答申書提出)
副 市 長	皆さんこんにちは。副市長の堀之内でございます。本日は、市長が公務で県外へ出張しておりますので、代わって受け取らせていただきました。委員の皆様方におかれましては、1年に渡る長期間、幾度となく委員会を開催していただき、慎重なご審議を賜りましたことを深くお礼申し上げます。ありがとうございました。ただいまの答申につきましては、現時点において条例を見直す必要性はないとの結論ということではございますが、条例の検証過程におかれましては、いくつかの課題があったとのごことでございました。今後は、そうした課題を1つずつ克服して参りたいと考えております。皆様方からいただきましたこの答申を最大限に尊重し、行政に活かして参りたいと考えております。今後も、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
	(副市長退席)
事 務 局	以上で、自治基本条例の検証についての答申を終了します。それでは、ここからの議事進行を、再び会長にお願いします。
会 長	議題（２）市民参加及び市民自治活動条例について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	市民協働課：資料1に沿って説明 ・第2回自治推進委員会開催後の市民参加及び市民自治活動条例に係る取り組みについて報告
会 長	条例が10月1日から施行されるということで、それに向けた周知活動等について説明をしていただきました。以上の説明について、質問等があればお願いします。
委 員	区制度の見直しについては調査段階とのことですが、本年度中にどの程度まで検討する予定ですか。
事 務 局	当初の予定では、今年度中に区長設置条例改正案までにはつくりたいと思っておりましたが、今後の検討状況によっては翌年度になる可能性もあります。
委 員	平成8年と平成16年に行われた自治組織研究会は、いわゆる市民参加の形式でしたが、今回は行政内部での検討となるのですか。
事 務 局	まずは行政内部の検討組織において案を作成し、その案については広く市民の皆さんから意見を伺いたいと思っておりますので、今後その手法について考えていく予定です。
委 員	区制度の見直しについては以前からの懸案事項ですので、平成25年度の改正に向けて進めていただきたいと思います。
委 員	昨年度までの区長に対しては、制度見直しの意向等の確認を行ったと聞いていますが、今年度に入ってから、区長会等での説明はなかったと思います。区長会への提案や意見徴収等を今後行う予定はありますか。
事 務 局	検討部会では、区長会に逐次意見を聞きながら進めていくよう考えておりますので、具体的な方針が固まってきた段階で、案をご説明するとともに、意見をお聞きしていく予定です。

発 言 者	内 容
委 員	自治基本条例に基づいて策定された市民参加及び市民自治活動条例と区長設置条例との整合性を区長会としてどう考えていますか。
委 員	市内 19 区の各地域によって、区長の役割、運用の仕方に差があると思います。私の地域は、区長組織、制度が重視され、非常に効果的に機能していると思いますが、他の区では事情が異なるとも聞いています。また、19 人の区長の中でも様々な意見がありますので、区長会の意見として集約するのは難しいと思います。
委 員	各地区から選出された住民の代表である区長が、条例に基づいて特別職となるのは、行政と市民が対等の関係にあるとは言えず、自治基本条例の理念と矛盾しているという意見を市議会等でも聞いたことがあります。私は、現在の区制度について、制度自体は問題なく機能しているとは思っていますが、区長設置条例より後に策定された自治基本条例の理念との整合性がとれているかということ、非常に難しいと思います。
委 員	行政からは、区長が住民の意向や要望をうまく取りまとめ要望や提言をしてくれるので、対応が非常にスムーズであり、区長制度がうまく機能していると伺っています。ただ、区長会において、特定のテーマについて審議等をするということではなく、行政上の連絡事項がほとんどです。ですから、要望の取りまとめは非常にうまくいっていると思いますが、区長会の役割や運営の仕方には検討の余地があると思います。
委 員	私は、行政と区が、対等な立場の協定又は協約を結べば、現行規定でも良いのではないかと思います。
会 長	民主主義とは民意に基づく政治のことで、民意は多面体です。聞き方、聞くエリアによって変わる可能性があるということです。極端な話をすると、市長 1 人を選挙で選べば、それが民意であり議会は不要であるということも、論理的にはあり得ることになります。ただし、1 人が何万人もの市民の民意を的確に把握するのは難しいため、それとは別に 10 人から 20 人の議会があり、市長に代表されない民意を吸い上げることができます。昔はこの 2 種類だったのですが、社会が高度化、多様化、複雑化してくると、市長と市議会だけでも民意を十分には代表しえないのではないかという意見が多数でてきました。その時、1 つは行政区のような地縁型組織がありますが、区長も全区民を代表するのは難しいと思います。この区長等の意見で聞き漏れる部分を、市民参加及び市民自治活動条例によって補います。極端な話をすれば、王制・天皇制では主権者は 1 人ですから、この意思是明らかですが、デモクラシーというのは、比較多数の人の民意に従う政治です。比較多数といっても、固体として民意がある訳ではありません。民意は様々な立場、見方によって変わり得る多面体です。だから、民意がどこにあるかということは、色々な手法で捕まえないと把握することはできないと思います。だから、市長も市議会も民意で制度的に選びますし、それだけでは不十分であるということになれば、市民参加及び市民自治活動条例に基づいて、1 人の市民でも意見が言える機会をつくるのです。民意に基づく政治を行う時は、多様な民意を把握でき

発 言 者	内 容
	<p>るような様々な仕掛けを準備しないといけません。その一方で、もう 1 つ忘れてはいけないことは、それを続けると、民意は次々と分散していきます。ある段階で統合して、比較多数の民意はここにあるだろうということを意思決定する作業を組み合わせていかないと、民主主義の下で良い政治行政はできません。ここでは、様々な民意をどうしたら掬いあげることができるかを把握しようという試みをしています。日進市の自治基本条例の基本理念そのものだと思います。</p>
委 員	<p>地方自治法によって、住民投票による首長や市議会の解職・解散請求権が保障される中で、日進市自治基本条例に基づく住民投票条例が制定されました。これは真の民意が保障されるようになった、民主主義の進歩だと思います。</p>
委 員	<p>民意の拾い方については私もそのとおりでと思いますが、日進市の区長設置条例はやはり独特だと思います。今、19 に分かれている区において各々形態が異なっています。区長を選ぶシステムもバラバラで、その選ばれた区長を特別職とする。このしくみは長年続いており、自治基本条例との整合性が取れていない部分も確かにあると思います。この部分をうまく整理をしていかないと、区長設置条例が他の条例ともうまくマッチングしないのではないかと思います。</p>
会 長	<p>今一度確認ですが、区長設置条例の改正案を検討するということを決めたということによろしいですか。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>
会 長	<p>条例の改正案を検討するということは、今の区長設置条例に何らかの問題があるとの前提で改正の判断をされたということですか。現在の区長設置条例のどこに問題があると考えていますか。</p>
事 務 局	<p>過去からの流れもありますが、特別職という区長の身分も改めて検討していく必要があるだろうと思います。また、他市町の関係条例を調査しますと、区長設置条例ではなく、区設置条例としている自治体もあります。このような事例を参考に、検討を進めていきたいと考えています。</p>
会 長	<p>地方自治法が改正されて「地域自治区」という新しい制度ができました。まさに、区の設置を想定している規定です。</p>
委 員	<p>日進市は1世紀前に区ができました。新設区に対する基準を示す条例はありますが、区の定義を規定する設置条例は過去からありません。村の時代から、市制を引く今日に至り、その部分が時代についてこなかったと言えるのではないのでしょうか。矛盾があるということは市議会でも表明されていると思いますので、見直しをするには良い機会ではないかと思います。</p>
会 長	<p>もともと区長設置条例があり、その後自治基本条例ができて市民参加及び市民自治活動条例ができました。このような社会情勢の変化の中、区長制度が自治基本条例や市民参加及び市民自治活動条例との関係の中でどのように位置づけられ、また、市のまちづくりにとってどのような形が一番適切かということを検討していくことが必要だと思います。それはまさに、自治基本条例に密接に関係する住民参画のまちづくりだと思いますので、がんばっていただきたいと思います。</p>

発 言 者	内 容
会 長	<p>他にはありませんか。それでは、(3) 防災体制について事務局から説明をお願いします。最初に今回の趣旨だけお伝えします。今回、自治基本条例制定の見直し検証作業の中で、東日本大震災の影響もあり、他の自治体の自治基本条例の中には、「危機管理」条項について規定しているところも多いことが分かりました。日進市においても、危機管理条例について検討し、場合によっては今回の見直しの中で条項の追加をした方が良いのではないかという指摘もありました。結論としては、国・県においても、東日本大震災以降の体制がまだ固まっていない中で拙速に定めるより、ある程度国や県の方針が固まった段階で規定した方が良いのではないかということになりました。もともと日進市の自治基本条例は、実績の全くない“0”の状態のものを規定するのではなく、7～8割程度実施できているものを条例に規定し、残りの2～3割の部分は新しいことにチャレンジするというスタイルのものです。理想だけ掲げる条例ではなく、これまで実績として積み上げてきたことを確認しながら、それに若干上乘せするような形の自治基本条例になっていますので、「危機管理」についても、そのようなスタンスで、ある程度市の方針が固まった段階で、条項の追加について議論した方が良いのではないかということになりました。そこで、先程の答申文にあったように、今すぐ改正する必要はないが、そのような条項を規定している自治体もあること等から、今後の課題として検討していく必要があるとさせていただいたので、今回ご説明をお願いしたものです。よろしくをお願いします。</p>
事 務 局	<p>総務課防災室：防災体制について説明</p>
会 長	<p>それでは、ただいまの説明に対するご質問、ご意見ををお願いします。</p>
委 員	<p>昨年か一昨年、職員のみによる、IT を活用した災害発生シミュレーションを実施したと聞いております。災害時のことを想定し、市の設置する災害対策本部と各区又は自主防災組織との災害時の連絡系統を確認するためにも、地域も含めたシミュレーション訓練の実施をお願いしたいと思います。自主防災組織は、市の努力の甲斐もあり、現在 35 団体が組織されています。ただし、19 に分かれる区と 35 の自主防災組織の役割分担が不明確であるため、大規模災害が発生した場合、市との連絡や地域での対応が混乱することも考えられます。いざと言うときに対応できる防災体制を確立するためにも、シミュレーション訓練の実施をしてはどうかと思います。</p>
事 務 局	<p>市の対策本部からは、行政無線が設置されている区長へ連絡をとり、そこで指示を出していく方向で考えています。</p>
委 員	<p>私の地域では、区の中に 3 つの自治会があり、各々が自主防災組織を持っています。行政無線により区へ連絡がいくことは了解しましたが、区から自主防災組織への連絡手段をどうするかという問題もあります。市の防災体制における自助、共助、公助を明確にしていきたい。また、危機管理条例の策定について、防災室としてどのような考えをもっているか。他市の事例等も調査されていると思いますが、防災に関する危機管理条例について、自治基本条例の中で規定するの</p>

発 言 者	内 容
	か、単独の条例を整備する予定なのか、概要で結構ですので教えていただきたい。
事 務 局	先程のシミュレーションについては、安否メールを活用し、災害時に召集できる職員の数や時間を確認するため、訓練の一環として実施しました。また、危機管理についての独自条例の整備については、現時点では考えておりません。
会 長	少し気になったのは、市からは19の区長へ連絡するとのことでしたが、35ある自主防災組織への連絡はどこからされることになるのですか。
事 務 局	区長からになります。自主防災組織は、区単位や自治会・町内会単位等、地域によって形態は様々です。区長が自主防災組織の会長をしている地域も市内に8箇所あります。地域の実情に応じて、自主防災組織の規模もバラバラで、行政区の中に自主防災組織が1箇所のところもあれば4箇所ほど組織されているところもあります。そのため、統一したルールでの対応が難しいことから、共助の部分は区単位でお願いしたいと考えております。
会 長	市の情報としては、19の区長には必ず伝わるということですね。
委 員	私の住む地域は、3自治会が集まって区ができた経緯があります。そのため、当初から3自治会それぞれに自主防災会が組織されており、それが区の中に組み込まれたことから、3つを束ねる区の防災会が組織されました。市からの情報伝達は、数の多い35ある自主防災組織ではなく、19の区長となるということですが、その後の指揮命令系統が明確になっていないというのは問題だと思います。
会 長	実態として、情報が伝わるしくみにするにはどうしたらよいのでしょうか。
委 員	各地域の自主防災組織は、地域ごとの成り立ちによって組織されていますので一様ではありません。大災害が発生してライフラインが麻痺した時、市からの連絡は19の区長に行うとのことですが、私の住む地域は、区の中に包含される3つの自治会の内、1つの自治会集会所に無線設備が設置されています。そうなりますと、この自治会にある集会所が、区の災害対策本部にならざるを得ないこととなります。区の事務所は別の場所にあり、そこには無線設備がないため、この地域においては、非常時に区長への連絡はつかないこととなります。また、区の災害対策本部となる自治会の集会所は避難所に指定されていますが、その集会所に保管されている水や非常食は区のものではないため、区長の権限が及ばないということに成りかねません。先程の防災室の話にありました48体制によって、市職員が到着するまでの間の指揮命令系統に混乱をきたす恐れがあります。
会 長	自治推進委員会としては、非常に細かい具体的な部分まで議論する必要はないと思いますが、少なくとも、確実に市民へ情報が伝わるようなしくみを確立する必要があると思います。19の区長に伝われば、35の自主防災組織に伝わるはずだというのは曖昧ですし、今のお話を聞くと伝わらない場合も想定されそうですね。
事 務 局	今いただきましたご意見等に関しては十分理解しているつもりです。ただ、地域における自主防災組織の形態は様々ですので、その部分は共助として、地域の中で話し合いしていただくことが必要だと考えております。
会 長	防災無線の設備がある区長にしか連絡ができないということですよ。

発 言 者	内 容
事 務 局	まずは防災無線を使って連絡することを想定しているのですが、例えば広報車等を使うなど、それ以外の手段も使って、まずは区長に連絡するということです。
会 長	伝達方法は、現場のことを一番良く知る人に確認すればよいと思いますし、区ごとに違って良いと思います。要は、住民の方に具体的に伝わるしるみを、住民の方とよく相談して決め、行政として把握しておく必要があるということです。形式的に 19 の区があり、その下に 35 の自主防災組織があるから、19 の区長に伝えれば 35 の自主防災組織に伝わるはずだということで終わらしてしまうのはどうかと思います。
事 務 局	日進市洪水ハザードマップに、災害対策本部から地域住民への情報等の流れを掲載しております。何某かの手法を使って、自主防災組織にも連絡を取る必要はあると考えております。
委 員	色々なアイテムを使って伝達していこうということは分かりますが、最初に各地域の区長に伝達する手段としては、やはり無線ではないかと思います。そこから、35 の自主防災組織に、一斉に情報伝達ができるしるみをつくっておかないと問題ではないでしょうか。
会 長	これは非常時ですので、平時であれば当然伝わるのが、非常時には伝わらないことがあります。だから、最低限このラインであれば必ず伝わるということ、最低 1 本は確保しておく必要があります。区長には伝わったが、自主防災組織には伝わらなかったということも考えられますから。
委 員	今現在、19 の区があります。その内 8 つは区長が自主防災の会長と兼任しているということです。そうすると情報伝達が難しいのは、残りの 11 区となりますね。その中で、区の中に複数の自主防災組織があるところほどの程度あるのですか
会 長	そのような区については、具体的にどこに伝達すれば良いのかを、住民の方と 1 つ 1 つ決めておく必要があると思います。
委 員	昔は、市役所の防災担当は一係でしたが、現在は防災室が組織され、防災関係の専属部署ができましたので、市の前向きな姿勢は見受けられると思います。
会 長	自助・共助・公助の順で、自助も共助も市民にはお願いしていかなければならないとは思いますが、連絡先をどこにするのかということは、市役所がしっかり掴んでおく必要があります。市役所が強制的に決めるのではなく、自助・共助の中で、ここに連絡をすれば一番早く伝わるということを地域で相談していただき、最終的な連絡先は市役所が把握しておく必要があります。そうすることで、最低限の情報は伝わるしるみになると思いますので、よろしくお願いします。
委 員	例えば、非常時には無線設備によって連絡するとしていますが、大災害発生直後は電波が錯綜し、トラフィック規制がかかるため、つながらなくなる恐れがあります。大災害が発生すると、あらゆる場所で出火し、各自で消火する必要があることから、地元の消防団は機能しないし、消防車も来ることができない。防災倉庫には大型の消火器はあるが重くて近くまで運ぶのは容易ではない。貯水槽はあるが、バケツリレーぐらいしか初期消火ができないなど、あらゆる問題が発生す

発 言 者	内 容
	ることが予想されます。
会 長	そのような情報は、まさに地元の方が持っているのです、そのような状況を踏まえた上で、防災訓練時において実際に行ってみるのも良いと思います。
委 員	更なる問題が医療（救命）だと思えます。人工透析をやっている人が集会所に来て医療施設はないし、医者もいない。道路は寸断されているので搬送も無理です。
委 員	福祉避難所というのは、そのような人を救済するところではないですか。
委 員	このような様々な実情を踏まえ、非常時を想定した全市的な防災訓練を実施してほしいと思います。
委 員	伝達システムの改善等、非常に重要だと思いますので是非実現していただきたいと思えます。また、大災害が起きたときに大事なのは、どのような被害が発生し、どのようなけが人が出ているかを早い段階で掴むことだと思います。今までも、私の住む地域においては、区の自主防災会による啓発活動等を行ってきましたが、大震災が身近なものになってきますと、各地区の自治会組織の組長が、災害発生時においては、組の中でどのような被害がでているのか等安否確認をし、その情報を自治会長経由で、区長ないし災害対策本部に連絡するという市民の認識を定着させ、意識を高める必要があると思えます。19区35自主防災会ごとに地域特性がありますので一律にはいかないと思えます。大きな地区自治会を束ねて、区で自主防災会を運営しているところでは、複数のサブ防災会を組織・運用しているので、そこでの議論や必要な資器材、倉庫設備も地区の実態にあった形で対応していただくとありがたいです。組長には、自分たちの役割として、自主的に近隣の状況や安否確認等ができるような体制づくりをしていきたいと思っています。
委 員	これまでの議論を整理しますと、「自治基本条例の検証結果について」6ページにあります「危機管理」について、今回わざわざ防災室の方々に来ていただいたのは、「危機管理」について検証し、かつ、将来的に条例の追加などということもあり得るのではないかとということもあり、今回日進市の現状についてお伺いしているものです。お伺いをする中で、市としては区長、そして35ある自主防災組織に連絡をする必要があるのですが、区長をされている立場、或いは住民の立場からすると、実際にはトップダウン的には動かない事情があり、かつ、区によってもバラバラという事情もある。だから、災害時において、或いは、緊急時において、トップダウン的ではなく、実際に現実として伝わるようなしくみをつくっておく必要がある、或いは、どういうルートでそれが可能であるかの確認をしておく必要があるということです。
事 務 局	自主防災組織については、自主防災組織の連絡協議会があります。その中で、今回検討していただきましたことを議題の1つとさせていただきたいと思っております。
委 員	危機管理に関連して、現在日本全体として、原発事故の対応を様々なところで行っています。8月31日に、3つの原発事故調査委員会の委員長が一堂に介して報

発 言 者	内 容
	<p>告会が行われました。その報告において、日本の原発の安全性に対するしくみは、全世界の笑いものになっているとのことでした。指揮命令系統も滅茶苦茶だったとのこと。危機管理は、分単位で判断しなければならない場において非常に重要なことだと思います。そのようなことは、行政として勉強してほしいと思います。例えば前にも話したように、地震等が発生し各地で火が上がった場合に、救急車と消防車とパトカーが同じ場所へ出動するなど、消防庁や警察庁による縦割り行政の弊害が起きています。非常に危惧する状態が日本の組織の中では起きていますので、日進市の場合にはどうあるべきか、勉強していただきたいと思います。</p>
会 長	<p>国や県は対象が多いので、先程の例でいくと、19の区長にただ連絡することで処理せざるを得ないことがあります。市は基礎自治体で、一番住民に近い自治体ですから、机上で伝わるはずだとか、動くはずだとかというのではなく、実際に災害が起こったときに、どこが一番機能するかということ、住民との協議の場などで意見交換をしていただいて、きちんと情報が伝わり、対策が取れるしくみをつくってください。</p>
委 員	<p>地域の自主防災会は、事あるごとに市の防災室へ相談に行きますが、嫌な顔せず対応していただき、感謝しています。</p>
会 長	<p>福祉避難所は、10年前、20年前の地域防災計画には掲載されていなかったか、掲載されていたとしても、あまり具体的には載ってなかったと思います。それが、阪神大震災等を経験して、障害者や高齢者には別の避難所が必要であることが一般化し、そのためのマンパワーをどのように確保するのかというノウハウもできてきて、日進市においても福祉避難所を具体的に考えるようになってきたのは進歩といえると思います。ただ、それだけでは十分ではないし、今後被害想定が上がることにより、さらにまた困難な状況となることが想定されます。そのような状況を踏まえた上で、基礎自治体として、市民と一緒に何ができるのか、できないのかというシミュレーションを行い、その中で最低限必要なことは、防災の日等に訓練をするなど、備えをしていただくようお願いします。</p>
委 員	<p>様々な想定がある中で、日進市としてウェイト的に高いものはどのようなものがありますか。これを見ると、あまり洪水による被害は想定されていないと思いますが。</p>
事 務 局	<p>大雨につきましては、最近1時間に30ミリ、40ミリ、50ミリ、多いときには70ミリを超えたということがありました。8月11日には1日で119ミリ、午後1時から2時、3時から4時が一番多かったのですが、その時は、野方橋が危険箇所になりました。</p>
委 員	<p>東海豪雨のときの野方あたりの被害はどの程度だったのですか。</p>
事 務 局	<p>東海豪雨のときは床上浸水となりましたが、それ以降はありません。なお、野方橋には水位監視カメラが設置されていますので、逐次大雨警報等が発令されますと十分監視しております。8月11日は、野方橋の通行止めを行いました。</p>

発 言 者	内 容
委 員	液状化はどうか。
事 務 局	液状化での被害が大きくなるということもありませんし、津波による被害もあります。また、現時点で東海・東南海地震の死者の想定は若干名としております。南海トラフの被害想定が出され、震度 6 になったとき、マグニチュードも関係しますが、それによって今後の数値が変わってくることになります。それ以上に日進の場合は、名古屋港付近で被災した方が日進市に避難してくることが想定されます。
委 員	前回の説明で、家屋の倒壊も現時点の想定では限られた件数と聞きました。
事 務 局	現時点では、全壊 30 件、半壊 410 件とされていますが、今後の想定によっては変動すると思います。私どもが一番危惧しているのは火災による延焼であり、倒壊した建物によって、消火活動の妨げ等にならないよう、耐震診断や耐震改修の促進をしています。
委 員	災害時の病院の手配等も懸念されます。
事 務 局	それについては、医療関係機関や薬剤師会等と協定の締結を進めております。
委 員	地域によっても、地形の違いや近隣住宅の建築年も異なります。私どもが地元でよく言われるのが、この地域ではどのような被害が想定されて、災害対策訓練としてはどのようなことを実施し、どのような準備をすればよいかということです。これは、地域によって多少差があるのではないかと思います。今のところ、市の防災室からは、防災備品等を一律で考えられていると思いますが、地域によって必要なもの、不要なものの検討も必要ではないでしょうか。そうしないと、避難訓練を実施しても、避難場所に出た方が良いのか、出る必要がないのか、また、拠点避難所へ行って、本当に泊まるようなことになるのか等が明確ではなく、形ばかりの想定で実施することになります。「この地域では、このような被害が想定されるため、これに特化した訓練をしましょう」ということが言えれば、もう少し関心をもってもらえると思います。けが人も出ると思いますし、助けを求め人も出るだろうと思います。そうした人に声を掛けに行き、場合によっては避難所へ誘導するようなことも考えていく必要があると思います。
委 員	私が以前確認したときは、避難はあくまでも自主的なものであって、日進市が強制避難を発令することはないということでしたが、実際はどのようなのでしょうか。
事 務 局	強制避難については、時によっては発令する必要があるのではないかと思います。また、避難場所について、日進市の場合 45 箇所と多いのですが、他自治体を調査しますと、設置数は少なく、小中学校を避難所として設定しているところが多いことが分かりました。本市においても、区公民館、集会所等の地域の避難所は一時利用としていただき、避難生活をする場合は、小中学校に移動していただいた方がよいのではないかと考えています。
会 長	タイムスケジュールですが、先程の話では平成 25 年 6 月に国・県の新しい被害想定が出されるということです。それを踏まえて、地域防災計画を修正されるということですが、いつ頃を予定していますか。

発 言 者	内 容
事 務 局	見直しの度合いによってどの程度かかるか分かりませんが、1年～2年となると思います。
会 長	日進市の地域防災計画の概要ができ、災害時において市民や区長等をお願いすることがある程度明確になったとき、「危機管理」条項を自治基本条例に追加するか の検討をしていくことになるかと思えます。その頃にまた防災室よりご説明を いただき、検討することにしましょう。その時に、自治基本条例は、市民との関係 に焦点を当てながら議論していくこととなりますので、よろしくお願ひします。 それでは防災の関係で、現段階、来年度以降見直す予定についてお聞きしまし たが、他に何かありましたお願ひします。
会 長	それでは、全体を通して意見等ありましたらお願ひします。
委 員	普段、市の各部署へ要望や依頼をして、やや不満に思うことがあります。それは、 市の予算で実施するものについては、実施について明確な返事をいただくの ですが、県の予算となると、住民ニーズが高いことでも、実施されるかどうか不明確 の場合が多いと感じます。この辺りを今後改善していただきたいと思ひます。
事 務 局	担当がその都度、国・県に問い合わせをさせていただき、返事をさせていただ いていると思ひます。
会 長	他はありませんでしょうか。それでは、議題 4 その他について事務局からお願 ひします。
事 務 局	今年度の委員会は、以前お示ししておりますが、本年 12 月と来年 2 月に予定して います。次回は 12 月下旬に予定しておりますのでよろしくお願ひします。次回か らは、自治基本条例に規定されている委任条例の説明及び運用状況についてして いきたいと考えています。
委 員	前回話題となりました市民参加のモデル地区についてはどうなりましたか。
会 長	実現可能性も含めて、事務局で一度ご検討ください。それでは、以上で第 5 回自 治推進委員会を終了させていただきます。
事 務 局	様々なご意見をいただきありがとうございました。本日はこれで閉会とさせてい ただきます。
	(閉会 16 時 00 分)